

○財務省告示第百二十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十二年三月九日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年四月二日

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の
利付国庫債券（二十年）（第八十 一回、第八十五回、第九十一回、 第九十二回、第一百一回、第一百二回、 第十六回、第一百一回、第一百二回、 第一百四回、第一百五回、第一百六回、 第一百七回及び第九回）及び利 付国庫債券（三十年）（第三回、 第四回、第五回、第六回、第十 一回、第十三回、第二十回、第 二十一回、第二十七回、第二十 八回及び第三十回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行のうち利回り格差の小 各申込みのうち		

十 十 十
七 六 五

各 準 入 償 償
発 と 札 還 還
行 す の 金 期
対 る 基 額 限

十
四
利
子

頭 証 平 額 (別
売 券 成 面 表 の
買 業 二 金 額 と
参 協 十 額 百 円
考 会 二 年 三 月
統 が 年 三 月 四 日
計 発 表 し た 公 社
値 表 した 公 社
表 した 公 社
に 掲 載 さ れ

各 発 行 対 象 国 債 の 利 率 / 100 × 各
発 行 対 象 国 債 の 利 率 / 2

第 十 号 対 象 国 債 の 利 率
と 算 式 によ り 算 出 し
う 。 算 式 によ り 算 出 し
日 支 払 金 額 を 支 払
す 日 支 払 金 額 を 支 払

(二)

控 除 の 税 率 を 乗 じ た 金 額
は 出 外 金 額 に 適 用 受 け る 所
に 住 者 又 は 前 記 外 国 人 居 住 者
時 間 住 民 又 は 前 記 外 国 人 居 住 者
額 (額) に お いて 該 債 を 発 行
金 額 に 百 分 二 十 乗 じ た 該 債
の 額 に 百 分 二 十 乗 じ た 該 債
に 対 し て 記 載 した 前 記 簿 籍
の 座 記 載 した 前 記 簿 籍
に 係 る 所 得 税 振 替 口 座 中
に 係 る 所 得 税 振 替 口 座 中
の 額 を 記 載 した 前 記 簿 籍
に 係 る 所 得 税 振 替 口 座 中
の 額 を 記 載 した 前 記 簿 籍

（利付） （第二） （百） （十） （年） （庫） （回） （債） （券）	（利付） （第二） （百） （十） （年） （庫） （回） （債） （券）	（利付） （第） （九） （十） （年） （庫） （六） （回） （債） （券）	（利付） （第） （九） （十） （年） （庫） （三） （回） （債） （券）	（利付） （第） （九） （十） （年） （庫） （二） （回） （債） （券）	（利付） （第） （九） （十） （年） （庫） （一） （回） （債） （券）	（利付） （第） （八） （十） （年） （庫） （五） （回） （債） （券）	（利付） （第） （八） （十） （年） （庫） （一） （回） （債） （券）	名称及び記号
二・四%	二・四%	二・一%	二・〇%	二・一%	二・三%	二・一%	二・〇%	利率（年）
平成二十四年六月二十日	平成二十四年三月二十日	平成六年六月二十九日	平成三年三月二十九日	平成十年十二月二十八日	平成九年三月二十八日	平成九年三月二十八日	平成九年三月二十七日	償還期限
六十億円	十億円	二百億円	百八十億円	五十億円	七十億円	円百三十五億	十億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十八 象 国 債 の 利 回 り 支 出
十九 入 札 参 加 者
二十 払 込 期 日
平 成 二 十 二 年 三 月 九 日
財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者
日 本 銀 行
た 各 発 行 対 象 国 債 の 平 均 値 の 単
利 回 り と す る 。

（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第二十九年国庫債券）	（利付第二十七年国庫債券）	（利付第二十六年国庫債券）	（利付第二十五年国庫債券）	（利付第二十四年国庫債券）
二・五%	二・〇%	一・七%	二・四%	二・二%	二・九%	二・三%	一・九%	二・一%	二・二%	二・一%	二・一%
平成九年四月二十七日	平成十年四月二十五日	平成六年四月二十五日	平成十年四月二十三日	平成九年四月二十三日	平成十年四月二十二日	平成九年四月二十二日	平成九年四月二十一日	平成十年四月二十日	平成九年四月二十日	平成九年四月二十日	平成六年四月二十日
四百十五億円	六十四億円	二十億円	四億円	十億円	二百億円	六十二億円	四百四十四億円	七十五億円	百三十億円	二百九億円	十五億円

（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）
二・三%	二・五%	二・五%	二・三%
平成三年五月二十一日	平成三年五月二十一日	平成九年四月二十九日	平成十年四月二十七日
三百五十七億円	三百八十五億円	二百六十五億円	二百億円